

1

第5章 量の見込みと確保方策

教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村が地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定める「教育・保育提供区域」ごとの教育・保育の量の見込み等を定めることとされています。

本市では、第1期・第2期ともに刈谷市子ども・子育て支援事業計画において、全市域を1つの教育・保育提供区域としてきました。幼稚園は小学校区ごとに整備しており、保育園、乳児園をあわせて市内全域にバランスよく配置しています。よって、本計画においても、これまで同様、全市域を1つの教育・保育提供区域として設定します。

2

第5章 量の見込みと確保方策

量の見込みと確保の内容

(1) 教育・保育の量の見込みと確保の内容

① 1号認定（教育標準時間認定）

【対象】

満3歳以上で、幼稚園等の教育を希望される方

【利用先】

幼児園、幼稚園

【提供体制の考え方】

必要な量を満たしており、現在の体制で計画期間中も確保できる見込みです。

単位（人）

就園児童数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	1,285	1,256	1,250	1,214	1,208
B 確保の内容	2,760	2,760	2,760	2,760	2,760
幼児園	2,460	2,460	2,460	2,460	2,460
幼稚園 （私立）	300	300	300	300	300
B－A	1,475	1,504	1,510	1,546	1,552

② 2号認定（保育認定）

【対象】

満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される方

【利用先】

認可保育所、幼児園、幼稚園、認可外保育

【提供体制の考え方】

民間園の新規誘致を図る一方で、3号認定の保育需要に対応するべく、既存の公立保育園を乳児園化するため、最終的には微減となります。しかし、現在の体制で計画期間中も十分な確保ができる見込みです。

単位（人）

就園児童数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	2,397	2,344	2,332	2,265	2,254
B 確保の内容	2,816	2,816	2,816	2,876	2,742
認可保育所	1,315	1,315	1,315	1,375	1,241
幼児園	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
幼稚園 （私立）	60	60	60	60	60
地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育	351	351	351	351	351
B－A	419	472	484	611	488

③ 3号認定（保育認定）

【対象】

満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される方

【利用先】

認可保育所、認可外保育

【提供体制の考え方】

2号認定の確保体制が十分に整っていることから、既存の公立保育園をさらに乳児園化することや民間園の新規誘致を図ることにより、増大する3号認定の保育需要に対応します。また、認可外保育施設への支援を拡充し、新規建設や既存の受入れ枠拡大を促します。

■ 0歳

単位（人）

就園児童数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	397	396	396	396	397
B 確保の内容	201	272	323	380	401
認可保育所	167	197	203	209	215
地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育	34	75	120	171	186
B－A	▲196	▲124	▲73	▲16	4

■ 1歳

単位（人）

就園児童数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	707	712	710	708	710
B 確保の内容	615	650	694	759	769
認可保育所	509	534	554	574	574
地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育	106	116	140	185	195
B－A	▲92	▲62	▲16	51	59

■ 2歳

単位（人）

就園児童数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	707	694	699	697	695
B 確保の内容	749	785	791	881	893
認可保育所	605	635	635	695	695
地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育	144	150	156	186	198
B－A	42	91	92	184	198

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

①延長保育事業

【事業内容】

保育認定を受けた子どもについて、11 時間を超えて保育園において保育を実施する事業

【提供体制の考え方】

現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

単位（人）

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	500	500	500	500	500
B 確保の内容	500	500	500	500	500
B－A	0	0	0	0	0

②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業内容】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の余裕教室等を利用して、主体的な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業

【提供体制の考え方】

現在の体制で計画期間中も確保できる見込みです。

単位（人）

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	1,156	1,126	1,068	1,041	1,016
低学年	957	932	884	861	842
1年生	399	388	369	358	351
2年生	325	317	300	293	286
3年生	233	227	215	210	205
高学年	199	194	184	180	174
4年生	122	119	113	110	107
5年生	54	53	50	49	47
6年生	23	22	21	21	20
B 確保の内容	1,156	1,126	1,068	1,041	1,016
B－A	0	0	0	0	0

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設への入所等により一定期間養育を行う事業

【提供体制の考え方】

市外の 10 施設と契約して実施しており、現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

今後も近隣市の施設と連携を図り、保護者の利用希望に対応していきます。

単位（日）

年間延べ利用日数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	50	50	50	50	50
B 確保の内容	50	50	50	50	50
B－A	0	0	0	0	0

④地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

【提供体制の考え方】

子育て支援センター5か所、子育て広場4か所で開催しており、現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

単位（人）

年間延べ利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
B 確保の内容	207,700	207,700	207,700	207,700	207,700
B－A	57,700	57,700	57,700	57,700	57,700

⑤一時預かり事業

【事業内容】

家庭において一時的に育児を受けることが困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育園、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業

【提供体制の考え方】

すべての幼稚園において在園児を対象とした預かり保育を実施しており、現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

保育園における一時保育等についても、現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

■幼稚園の預かり保育

単位（人）

年間延べ利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	36,700	35,800	35,700	34,600	34,500
B 確保の内容	36,700	35,800	35,700	34,600	34,500
B－A	0	0	0	0	0

■その他の一時預かり

単位（人）

年間延べ利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	13,200	13,000	13,000	12,900	12,900
B 確保の内容	13,200	13,000	13,000	12,900	12,900
保育園の一時保育	12,190	12,000	12,000	11,910	11,910
ファミリー・サポート・センター（病児・病後児を除く）	1,010	1,000	1,000	990	990
B－A	0	0	0	0	0

⑥病児・病後児保育事業

【事業内容】

病児・病後児について、保育園に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業

【提供体制の考え方】

公立1か所、私立2か所を実施しており、現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

単位（人）

年間延べ利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	320	310	310	310	310
B 確保の内容	2,848	2,848	2,859	2,848	2,848
B－A	2,528	2,538	2,549	2,538	2,538

⑦ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

【事業内容】

乳幼児や小学生等の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を希望する者と、援助を行う者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

【提供体制の考え方】

現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。事業の周知を行い、会員数の増加を図ります。

単位（人）

年間延べ利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
B 確保の内容	3,795	3,795	3,795	3,795	3,795
B－A	1,295	1,295	1,295	1,295	1,295

⑧妊婦健康診査

【事業内容】

妊婦の健康保持・増進及び異常の早期発見・早期治療を図るとともに、経済的支援を行う事業

【提供体制の考え方】

愛知県内の医療機関において実施しており、現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

単位（人）

妊婦健康診査 1 回目の受診者数	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A 量の見込み	1,352	1,349	1,352	1,354	1,354
B 確保の内容	1,352	1,349	1,352	1,354	1,354
B－A	0	0	0	0	0

⑨乳児家庭全戸訪問事業（あかちゃん訪問事業）

【事業内容】

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に、助産師が訪問し、母子の健康状態を把握し、保護者の多様な相談に応じることで、安心して育児ができるよう支援する事業

【提供体制の考え方】

現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

単位（人）

訪問乳児数	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A 量の見込み	1,249	1,245	1,242	1,245	1,247
B 確保の内容	1,249	1,245	1,242	1,245	1,247
B－A	0	0	0	0	0

⑩養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師や家庭児童相談員がその居宅を訪問し、養育に関する相談・指導、助言を行う事業

【提供体制の考え方】

保健師や家庭児童相談員が実施しており、現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

単位（世帯）

保健師訪問世帯数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	508	506	505	506	507
B 確保の内容	508	506	505	506	507
B－A	0	0	0	0	0

⑪子育てサービス利用者支援事業

【事業内容】

子育て支援センター等において情報提供や、必要な相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業

【提供体制の考え方】

子育て支援センター（3か所）、子ども課窓口や妊娠・子育て応援室において、子育てコンシェルジュや保健師等が相談に対応しており、現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

■基本型

単位（か所）

実施か所数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	3	3	3	3	3
B 確保の内容	3	3	3	3	3
B－A	0	0	0	0	0

■地域子育て相談機関（※3か所ともに基本型と重複）

単位（か所）

実施か所数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	3	3	3	3	3
B 確保の内容	3	3	3	3	3
B－A	0	0	0	0	0

■特定型

単位（か所）

実施か所数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	1	1	1	1	1
B 確保の内容	1	1	1	1	1
B－A	0	0	0	0	0

■こども家庭センター型

単位（か所）

実施か所数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	1	1	1	1	1
B 確保の内容	1	1	1	1	1
B－A	0	0	0	0	0

⑫実費徴収に係る補足給付事業

【事業内容】

新制度に移行していない私立幼稚園を利用している子どものうち、第3子など一定の要件を満たす場合に副食費の補助を実施する事業

【提供体制の考え方】

現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

単位（人）

年間延べ利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	35	35	35	35	35
B 確保の内容	35	35	35	35	35
B－A	0	0	0	0	0

⑬子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業

【提供体制の考え方】

令和7年度から事業を実施します。

単位（人）

年間延べ利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	103	102	101	100	99
B 確保の内容	103	102	101	100	99
B－A	0	0	0	0	0

⑭児童育成支援拠点事業

【事業内容】

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業

【提供体制の考え方】

計画期間内の実施予定はありませんが、必要に応じて事業の実施を検討していきます。

単位（人）

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	0	0	0	0	0
B 確保の内容	0	0	0	0	0
B－A	0	0	0	0	0

⑮親子関係形成支援事業

【事業内容】

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業

【提供体制の考え方】

児童発達支援センター等で親子支援プログラムを実施します。

単位（人）

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	65	65	65	65	65
B 確保の内容	65	65	65	65	65
B－A	0	0	0	0	0

⑩妊婦等包括相談支援事業

【事業内容】

妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業

【提供体制の考え方】

こども家庭センターの設置及び乳児家庭全戸訪問事業において実施します。

単位（回）

年間延べ利用回数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	3,925	3,911	3,902	3,911	3,917
B 確保の内容	3,925	3,911	3,902	3,911	3,917
こども家庭センター	2,676	2,666	2,660	2,666	2,670
乳児家庭全戸訪問事業	1,249	1,245	1,242	1,245	1,247
B－A	0	0	0	0	0

⑰乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業内容】

生後6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、保護者の理由に関わらず、保育所等を一定時間まで柔軟に利用できる通園制度で、集団生活の機会を通じてこどもの成長を応援し、保護者の子育てに関する相談支援などを行う事業

【提供体制の考え方】

保育園における一時保育の提供体制を計画期間中も確保しながら、一時保育実施園の一部を乳児等通園支援事業に移行するとともに、当該事業を実施する民間園の新規誘致を図ることで提供体制を確保します。

■0歳

単位（人）

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	—	11	11	11	11
B 確保の内容	—	11	11	11	11
B－A	—	0	0	0	0

■1歳

単位（人）

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	—	16	16	16	16
B 確保の内容	—	16	16	16	16
B－A	—	0	0	0	0

■2歳

単位（人）

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	—	17	17	17	17
B 確保の内容	—	17	17	17	17
B－A	—	0	0	0	0

⑮産後ケア事業

【事業内容】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業

【提供体制の考え方】

宿泊型、日帰り型、訪問型のケアを利用者のニーズに応じて提供しており、現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

単位（人）

年間延べ利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	589	589	589	589	589
B 確保の内容	589	589	589	589	589
B－A	0	0	0	0	0

3

第5章 量の見込みと確保方策

教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の確保

(1) 質の高い教育・保育の提供

本市では、私立保育園の誘致を進めるとともに、公立幼稚園を幼保連携型認定こども園に、一部の公立保育園を乳児園に移行し、市内全域において質の高い教育・保育を提供できる体制を整備してきました。今後も、社会情勢の変化や保護者のニーズを注視し、提供体制の充実を図っていきます。

質の高い教育・保育を提供するためには人材確保が大切です。そのため、潜在保育士の復帰支援研修の開催や働きやすい職場づくりなど、人材確保のための様々な取組を行います。

また、保育者等の資質を向上するため、園内研修だけでなく、複数の施設が協働で行う研修等の機会も充実し、専門性を高めることができるよう支援します。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割

本市では、安心・安全な教育・保育の提供を目標とし、多様な保育に取り組んでいます。障害があるこども、医療的ケア児、外国籍のこどもなど、特別な配慮を要するこどもたちも、障害がないこどもも同じ保育環境の下で生活する保育に取り組めます。また、地域子ども・子育て支援事業についても同様に、安全に、安心して利用できる事業として実施するとともに、こどもと子育て家庭のニーズに応じた多様な支援が行えるよう実施します。

(3) 関係機関の連携による切れ目のない支援の実現

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であるとともに、小学校での学習に期待を高める時期でもあることから、幼児期の教育・保育から小学校教育に滑らかに移行できるような取組が重要です。そのため、本市では、保育園・幼稚園等から小学校への切れ目のない接続を実現するための取り組みに力を入れており、今後も継続して取り組めます。

本市の保育園・幼稚園では、地域の小学校と懇談会や合同研修会を開催したり、地域と交流するなど、一人ひとりのこどもの健やかな成長に向けた連携の推進に努めます。

さらに、障害があるこどもや支援が必要な家庭などを、個々の状況に応じて適切にケアできるよう、保健センターや医療機関、福祉部局等とも緊密に連携を取り支援します。

4

第5章 量の見込みと確保方策

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の方策

認可外保育施設、幼稚園の預かり保育、平成 27 年にスタートした子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園等を利用される方が幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、事前に「施設等利用給付認定の申請」をする必要があります。以下の方針をもとに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮し、施設等利用給付の円滑な実施に努めます。

(1) 情報提供

市のホームページ等を中心に制度の情報を周知するとともに、窓口等で説明する場合には、利用者に少しでもわかりやすく伝えることができるよう、説明資料を用いる等の工夫をします。

(2) 申請手続きの支援と負担の軽減

新制度に移行している幼稚園、国立大学附属幼稚園、新制度に移行していない幼稚園、幼稚園や幼児園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターの利用者は、施設等利用給付の申請が必要です。施設の協力の下で、利用者の申請手続きを支援していく体制を構築するとともに、申請事務の簡素化等を検討し、利用者の負担軽減を図ります。

(3) 愛知県との連携

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行に当たっては、愛知県と連携し、必要に応じて施設の運営状況、監査状況等に関する情報の提供を依頼するほか、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力についても要請するなど、子育てのための施設等利用給付の公正かつ適正な支給を図ります。

1

第6章 計画の推進に向けて

子ども・若者計画の観点から

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条に規定された市町村子ども・若者計画としての内容を包含するものです。基本理念から施策の展開までの各所にその要素は含まれていますが、特に以下の点を留意しながら施策を推進していきます。

(1) こども・若者の居場所づくり

こども・若者が、学校や家庭以外に安心して過ごすことのできる場所を見つけることや、普段は経験することのできない体験をしたり、様々な人との関わり合いを通じて豊かな社会性や人間性を育んだりすることは、こども・若者の健全な育成において重要なことです。

地域全体でこども・若者を見守っていくとともに、地域社会とのつながりの希薄化や共働き世帯の増加、家族形態の変化に伴い、話し相手や相談相手がない状態で心配事を抱えているこども・若者、またその家族が気軽に足を運ぶことのできる居場所づくりを推進します。

(2) 困難を抱えるこども・若者に対する相談体制の整備

現代のこども・若者の困難は、様々な複合的要素を含んでおり、相談においても複雑化、長期化している傾向があります。こども・若者の困難を早期に発見するためにも、支援団体が連携し、専門的な知識を活かしながら様々な視点から支援ができるよう、総合的な支援体制を構築していく必要があると考えます。また、困難を抱える当事者だけでなく、家族等への支援も行い、多角的な視点から困難を解決することも重要なことです。現代のこども・若者のニーズをつかみ、相談する機会を求める人の様々なライフスタイルに対応できるよう相談体制について検討し続けることが重要であると考えます。

(3) 関係機関の連携

子ども・若者支援地域協議会を通じた情報交換や連携の強化などにより、「顔が見えるネットワークづくり」を推進し、こども・若者の成長に対して切れ目のない支援体制を構築していくことが必要と考えます。特に、学校から社会への移行をするタイミングにおいては、より密接な教育機関や支援団体等の連携や、情報を迅速に共有することのできる体制を構築することが重要となります。

2

第6章 計画の推進に向けて

こどもの貧困対策についての計画の観点から

本計画は、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定された市町村計画としての内容を包含するものであり、基本理念から施策の展開までの各所にその要素は含まれているが、特に以下の点を留意しながら施策を推進していきます。

(1) 子育て中の貧困家庭に対する相談体制の整備

経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある家庭への支援として生活困窮者自立支援制度を設けています。経済的な困窮をはじめとして、就労、住居、健康、家計、社会的な孤立など、生活困窮者の抱える課題が複雑で多様化している状況において、生活全般について包括的な相談支援を進めます。

(2) 若者の就労支援・雇用と経済的基盤安定への支援

生活に困窮する若者に対し、次に掲げる支援を中心に経済的基盤安定に向けた支援を進めます。

ア 就労準備支援

就労に必要な実践的な知識・技能等が欠けているだけでなく、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等といった複合的な理由で就労に向けた準備が整っていない若者に対して、計画を立てて、一般就労に向けたサポートや就労機会の提供を行います。

イ 就労支援

就労に向けた準備は一定程度整っているものの、個別に求職活動の支援を行うことが必要と判断される若者については、就労相談支援員によるハローワークへの同行訪問や、面接、応募書類作成等の支援を行います。

ウ 住居確保給付金

離職等により、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある若者を対象に、求職活動を行うことを条件に一定期間家賃相当額（上限あり）を支給します。

(3) 貧困状況にあるこども・若者への学習支援

ひとり親家庭や、経済状況により生活に困窮する家庭のこどもたちが、家庭の経済格差が教育格差となり、不利な就職から貧困につながる「貧困の連鎖」を生じることがないように学習支援や、高等学校就学の支援を行います。

3

第6章 計画の推進に向けて

少子化社会対策大綱の観点から

少子化社会対策大綱には、「直ちに集中して取り組むとともに、粘り強く少子化対策を推進」とあります。結婚や子育てしやすい環境の整備など少子化社会対策大綱に掲げられた理念を包含する本計画に基づき、第8次刈谷市総合計画において2032年までの目標値として定めた合計特殊出生率1.61に向けて、各種施策をこれまで以上に、そして粘り強く推進していきます。

4

第6章 計画の推進に向けて

PDCA サイクル

本市では、計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「刈谷市子ども・子育て会議」を設置し、議論を行ってきました。刈谷市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況等を調査審議する場として位置付けられています。そのため、計画策定後も、計画の実施状況の点検・評価を刈谷市子ども・子育て会議で実施します。

点検・評価に当たっては、実績数値の評価に加えて、数値だけでは把握できない部分について、施策を推進していく過程の評価を行うことや、必要に応じて市民ニーズの把握や利用者アンケートを実施するなど、多面的な手法を検討します。

